



年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取りには請求書の提出が必要となります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。既に受給されている方については、請求書の再提出は不要となります。

対象者：①老齢基礎年金を受給している方（※下記要件をすべて満たしている必要があります。）

・65歳以上の方 ・世帯員全員が市町村民税非課税となっている

・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が「約472万円 + 扶養親族の数 × 38万円」以下である方

請求手続き：新たに本給付金を受け取ることができる方に対して、日本年金機構より請求書（はがき型）が順次送付されます。記入後、切手を貼り郵便ポストへ投函してください。原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますのでご注意ください。

○日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

**問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所 お客様相談室 ☎0134-33-5026
年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092**

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましては次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026



正しく使いましょう、みんなの下水道！

近年、下水道への異物の混入が頻発しています。油や異物を流さないようにしましょう。

食用油など台所から流すと、管の中で冷えて固まり、下水道の流れを阻害し管の閉塞に繋がります。また、布などの水に溶けない繊維質や異物の混入は、管の閉塞につながるのももちろん、ポンプ等の破損の原因となり膨大な修理費用を要します。（※1、※2）

（※1）罰則（下水道法第44条・45条、下水道条例）

下水道施設を操作し、下水の排除を妨害した場合や、下水道法の水質基準が満たされない場合などについては、罰則が適用されることもあります。

（※2）損傷負担金（下水道法第18条）

異物等により機械が故障し、原因者が特定できた場合には、その原因者に下水道管理者から費用の負担を求めることがあります。

○下水道のある快適な暮らしを実現するために次のことを守りましょう！

◀一般家庭用▶

・水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

・台所では、野菜クズや残飯を流さないようにしましょう。

・食用油の廃油など流さないようにしましょう。

※対処方法：凝固剤を使用し固めて燃やすゴミとして処分しましょう。

新聞紙や紙類に吸着させ燃やすゴミとして処分しましょう。

回収してリサイクルをしましょう。

・洗濯には合成洗剤（有機リン含有物）の使用をやめましょう。

・下水道に有害物（ガソリン・シンナー・石油等）を流さないようにしましょう。

◀事業所用（飲食店）▶

・グリース阻集器などは定期的に掃除・洗浄しましょう。

※高温の油水については十分温度を下げてからグリース阻集器に排出しましょう。

※その他、一般家庭用と同様

問合せ 下水道課 設備指導係 ☎21-2129